

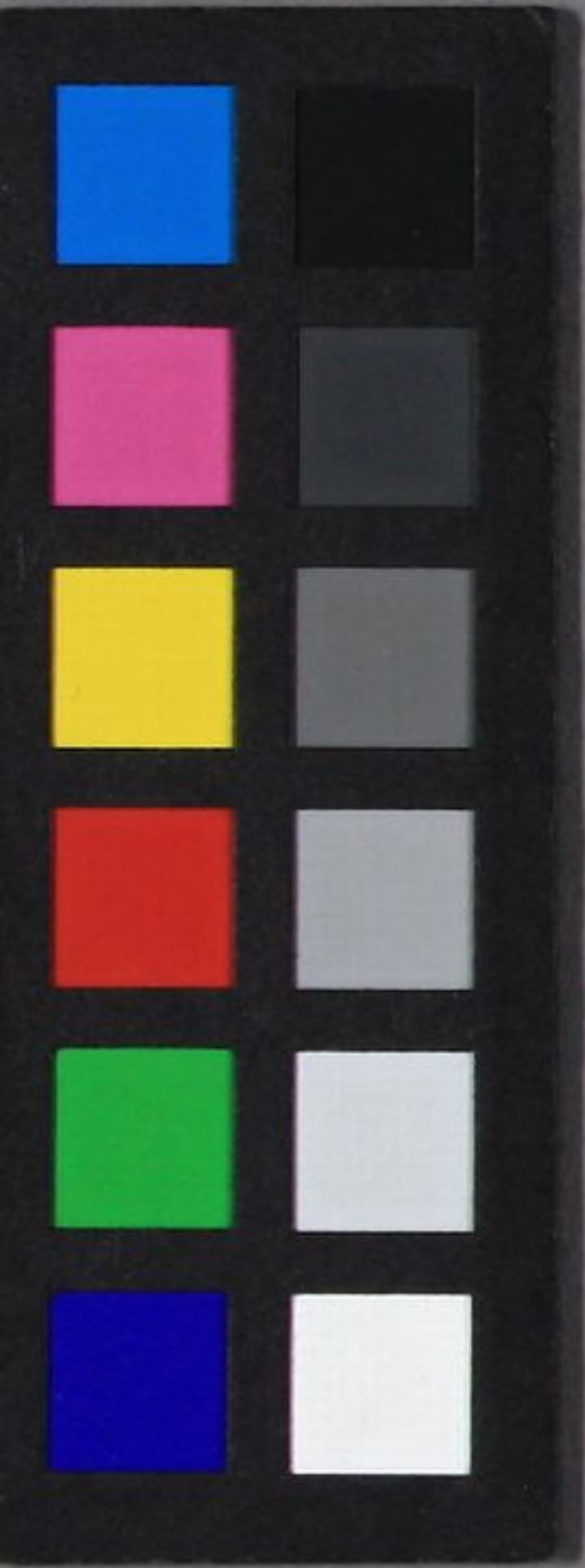
明治四年辛未十二月

萬國新聞

第十四號

東京書林

北畠兵衛
山中兵衛



18特
115
14

萬國新聞第十四號

紐育新聞抄譯

明治四年辛未八月十二日刊行

日本國開化の進歩及び華盛頓在留大日本公使の景況

華盛頓第九月廿四日

近頃日本よ京來り新聞を依り公使森氏ハ其國開化の道に進むを考へて實に驚るる京今度日本よてハ數百年世襲の封境一洗し迅速よこれと改革せは是等ハ凡て同氏



と於ても大に満足する所あり去せども同氏以爲へく政
府も能く事實に注意し且つ遠く慮りて之を所置はるる
事實と緊要あり衆人の説皆を諸侯従前の官職及び其位階
は無益の者なきは之を廢除しは必し其國に利益ありて事
を想像するも是れ然れども其國民未だ共和民政の体裁
未熟にして耽りて之を了解せし故に森氏に考ふるは稍く
諸侯弄權の體裁を存し以て暫く貴族を慰め且は民心を養
ふに如るべしと思へば然らば世襲の官位は素より諸民開化
の進路を妨ぐる者なりと森氏は今度も猶ほ從來祖先の
功業を以て必し多少の官位を附與せしむと云へり同氏又

曰華族〔榮華の種族と云ふ義あり〕即ち貴族なりと稱する者
は若し拔群の勤勞あり或は高大の功業あり時ハ何人も
悉く其域に至るを得し又曰く此度の改革ハ必し確實
の定法を立はるる非は成就せしむる事なきは必し公會
に此議論を一決するなれし當時の諸侯能く其權を保
ち得たる者或は其職掌を慣習せしむる輩ハ其固有の爵
位に復せし事を欲して必し其身を顧みて大に勉勵するを
欲し又今能く其任に堪ゆる者ありは必し其爵祿を失は
ざる可し同氏又曰く所謂士族即ち侍世々雙刀を帯びるの
權を有する者も廢せられ必し其學業を成し其技能を得る

者之非此れハ士族ある事を得此れ爲し而て此士族なる者
乃内にて能く其學業を修めて仕官を願ふ者を撰舉して文
武の官員之命授るし此の如く普く萬民に教育を施し改革
を爲せしハ即ち皇國一般富強の基本を爲るし

シヤパンヘラルド第二千五百七號

明治四年辛未十一月二日横濱刊行

日本政府よてハ字漏生よ記チヤツセポツト砲二十萬挺を
買入るものと風聞あり

先般伊達侯と取結ひたれ支那條約の事に付再ハ支那之使
節を送る由ある

日本政府よてハ當月下旬ハ歐米諸國へ使節を出立せし
此使節の歸國ハ迄ハ爲換坐を建て此る

水戸侯ハ亦徳川氏より古雅な器具多くハ樂器漆器等ハ
類美麗の品を夥しく

天皇へ献上する云

東京城門ハ番兵及び市中の番兵等ハ今度大抵引き拂ひ
記

高名ハ温泉場蘆乃湯乃里ハ三日以前盡く焼失する
先頃魯西亞國と應接ハ爲め薩哈連島へ赴き應接整ハ
て歸りた副島氏ハ辨務使とあり聖伯徳堡へ赴く由あり

ジャパンヘラド新聞第二千五百五號

明治四年辛未十月廿九日刊行

日本政府にて此度藩を廢し縣となしたる由京大に混雜
を生きたる其故は縣の役人の外國人と金銀貸借の談判を
爲浪事致禁しらむと京先年兵馬の間に舊諸侯大に疲弊
たるるふよ京餘義ふく外國人より多く金銀貸借らむとぞ
しる舊知事を廢し新の役人を命ひらむ折らむは外國人も
大抵は金を借浪浪舊諸侯の疲弊たる其藩政を行ふ事を得
浪としふ當時縣に改めて以來政府よはは只僅らの供給を

與ふ故諸縣甚に難澁は様子な京右に付或縣とては餘義を
く外國人よは金を借たるふと夫々返却はる事能は浪此等
如きは政府よて返濟浪しとて次の布告は順達たるは
諸縣ふ於て外國商人と船品物賣買並に金銀貸借の事ハ二
個年以來再三禁たり然るに舊藩の時も兎角右様の事あ
りて政府を大に混雜な浪のとならば御國體に係は事ふ付
此後再び禁を犯浪は用捨なく罰浪し殊に開港場を支配
浪は諸縣は格別之に注意浪し
内部の諸縣は開港場に於て約定し其縣地に於て商物を賣
浪事ハ一昨年嚴禁ありて萬一此禁を犯浪は於ては罰を命

以へき旨布告ありる事此後諸縣にて此禁を顧みぬるに於
て其儘に捨置き難し

十月廿八日

大藏省

以後男女共に僧尼とあらざりし事を欲せし先法政府に告ぐ
し其人物僧尼に適當なきは政府よる之を免はし然るに
是迄の罪人等罪を犯して之を遁せらる爲に僧尼に變し罪を
遁れたる者多し

神奈川縣の外國貿易の爲み年々三拾六萬石の利益を政府
に附する也

九月中に神奈川縣より罪あはせ入牢流刑者凡七百人あり

去る十月中にハ入牢流刑者僅に三百七十人あり

横濱商社にて一日に墨是哥銀百五十萬圓を買集めたり墨
是哥銀は價甚た下落せし日本銀圓の價ハ上騰せり且法
墨是哥銀ハ段々下落し

傳信機報

倫敦第十一月十四日午後 佛國爲替座は元金を倍せせし
乃企ハ公會の衆議ふ委託せしと決定せし

倫敦第十一月十七日 ゼ子バに於て大火あり

同十八日 バタビアに於て第二議事院に於て羅馬在留は公
使館を廢去せしとの衆議あり

瓜哇植民國の宰相ハ瓜哇鐵道落成の目錄を出せ
ユブレントツ鐵の舍密所不意ニ破裂し人民多く傷害を受
り
メガラ鐵の船將及ハ士官等ハ海軍裁判所に於テ全く赦免
派せられた

ジャパンガゼット新聞第千二百七號

明治四年辛未十一月三日刊行

昨夜日本蒸氣船ウオカンの船將カルトルハ箱館よ
り品川ニ到着セテ又カンドリツキ丸鐵の以前の船將パイ
子欲此船ニテ歸着スルニ吾輩同人よ米國飛脚船アリイ

九條ハ無事に箱館に着岸スル由を承知スルニ箱館に於
て未だ飛雪を見ハ更ニ好天氣なりト云

神奈川縣の知事陸奥氏ハ昨日不幸ニシテ馬車より落ち其
馬ハ走り去リテ知事ハ頭に大疵を受ル由ナリ然シナ
ルニ吾輩最初に風聞ヲ聽シヨリ其疵小カラシキ事ヲ希望ス
其時同乗スル旅貴人モ亦少シク疵を受タルニ

當港ニ在ル英國海軍の陣屋に於テ昨夜より面白キ音樂を
初メ是より毎夕此樂を奏スルニ此度此樂人ハ士官及ハ属
官等にて歌曲を奏シたり格羅拿リ千ヤルズ欲正席ニ出て
衆人ニ謂曰諸君茲に來ル當冬季の間ハ諸君各學ビ得ルニ

所の藝能披露して衆人其鬱氣を慰め、事ヲ希望して昨夜の饗應にハ實に愉快を極め、其吾輩毎夕此處ニ來て彼乃面白き音楽披露、人其爲め、大ニ快樂を受て、其欲

シヤパンヘラルド第二千五百十號

明治四年辛未十一月八日刊行

昨朝第四字頃日本乃婦人太田町に架し、其豐國橋と千歲橋に間、堀割川に溺死せ、其欲して身を投り、近傍に住居ある、其者婦人乃叫聲を聞付、直ち此婦人を援た、其由に辛く、其生命を助り、其

東京に、其十五歳の男子去る日曜日の夜、使行行き、途中にて提燈の火より衣類に燃付、燒死した、其品川の漁人等ハ蒸氣車及び荷物車に疾走、恰も旋風の如く、其響烈しく、其漁獵場の魚悉く逃去、其に因り、海濱に離れて、其鑛道を鋪直、其事を欲して政府に願出あり、然れども既に鋪きたる鑛道なれ、此の如き不都合なる訴訟ハ採用し、其事能く、其故に餘義なく、訴訟も止み、其



Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading.

Additional faint vertical text on the left side of the page, also likely bleed-through.